

山口県介護テクノロジー導入支援事業補助金実施要領

第1条 趣旨

山口県介護テクノロジー導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山口県補助金交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）及び山口県介護テクノロジー導入支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

第2条 交付の対象者

(1) 介護ロボット等

別表のとおり

(2) ICT等

介護保険法に基づく指定を受け、介護給付又は介護予防給付の対象となっている県内の介護サービス事業所（特定（介護予防）福祉用具販売を除く。）

第3条 補助対象経費等

(1) 介護ロボット等

① 対象経費は、介護ロボット及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備の購入又はレンタル、リースに係る経費とし、以下のものは補助対象経費から除くものとする。

ア 保険料

イ 機器のメンテナンスに要する経費及び通信に係る経費

ウ 交付決定前に購入又はレンタル、リース契約を締結したもの

エ 導入翌年度以降のレンタル、リースに要する経費

オ その他本事業として適当と認められない経費

② 複数の分割可能な部分で構成される介護ロボットについては、当該介護ロボットとしての最低限の機能を有するまとまりをもって1機器とする。

③ 購入を原則とするが、リース又はレンタルの場合は1年分のリース又はレンタル料金を限度とする。

(2) ICT等

① 対象経費については、令和3年10月20日付事務連絡「科学的介護情報システム（LIFE）と介護ソフト間におけるCSV連携の標準仕様について（その3）」（以下「LIFE標準仕様」という）に対応するための改修に要する費用についても対象経費として差し支え無い。

② タブレット端末等による音声入力機能等、職員の入力負荷軽減の機能が実装されている介護ソフトを推奨する。

第4条 導入計画

(1) 介護ロボット等

県は、「導入計画書」を審査の上、予算の範囲内で交付の内示をするものとする。内示を受けた介護サービス事業者は、交付要綱に規定する補助金交付申請書を提出するものとする。

介護従事者の負担の軽減や業務の効率化のために介護ロボットを導入及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備を行う介護サービス事業者で、交付要綱による補助を希望する者は、「介護ロボット導入計画書」（別紙）又は「見守り機器の導入に伴う通信環境整備計画書」（別紙）を策定し、別に定める期日までに県に提出しなければならない。

この場合において、交付要綱第4条第1号ア及び又は第2号に規定する4分の3の補助率を適用するときは、「介護ロボット導入計画書」（別紙）又は「見守り機器の導入に伴う通信環境整備計画書」（別紙）に「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン（パイロット事業改訂版）」（厚生労働省老健局・令和2年3月発行）を参考にしつつ、次に掲げる事項を記載しなければならない。

① 生産性向上推進体制加算対象のサービス種別

ア 従前の介護職員等の人員体制

イ 介護ロボット等の導入後に見込む介護職員等の人員体制

ウ 利用者のケアの質や、休憩時間の確保等の職員の負担軽減に資する具体的な取組

エ 職員の賃金への還元方法及び職員への周知の方法

オ 特に活用定着に向けたサポートが必要な機器（移乗支援機器、移動支援機器等）を導入する事業者については、具体的な相談窓口及び相談（予定）時期

② ①以外のサービス種別

ア 職員の賃金への還元方法及び職員への周知の方法

イ 特に活用定着に向けたサポートが必要な機器（移乗支援機器、移動支援機器等）を導入する事業者については、具体的な相談窓口及び相談（予定）時期

ウ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の名称及び構成員

エ 委員会の設置時期

(2) ICT等

県は、介護サービス事業者から提出された「補助金交付申請書」及び「ICT導入計画書」（別紙）を審査の上、予算の範囲内で交付の決定をするものとする。

介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン改訂版（厚生労働省老健局振興課）、「介護サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引き Ver.2（厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課）」や、介護ソフトを選定・導入する際のポイント集（厚生労働省老健局高齢者支援課）を参考にICTを活用した事業所内の業務改善のために、「ICT導入計画書」（別紙）を策定し、別に定める期日までに県に提出しなければならない。

第5条 報告

(1) 補助事業者は、介護サービス事業所において、当該介護ロボット等を使用することによって得られた業務効率化や職場改善等の効果に関するデータを客観的な評価指標に基づいて記録し、原則として3年間、県及び国へ報告するものとする。

この場合において、交付要綱第4条第1号ア及び第2号に規定する4分の3の補助率を適用するときは、介護ロボット等を導入後の介護職員等の人員体制を示すとともに、介護ロボット導入計画時に立てた見込みの人員体制と異なる場合はその理由を示すものとする。

(2) 県に提出された導入計画書及び使用状況報告書については、県のホームページ等により他の介護サービス事業者に周知するものとする。

附 則

(施行日)

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(山口県介護ロボット導入支援事業補助金実施要領の廃止)

2 山口県介護ロボット導入支援事業補助金実施要領は、廃止する。

別表

| 介護サービスの区分 | 交付の対象者 |
|------------|-----------------------|
| 施設・居住系サービス | 介護老人福祉施設（地域密着型を含む） |
| | 介護老人保健施設 |
| | 介護医療院 |
| | 特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む） |
| | 認知症対応型共同生活介護 |
| 在宅系サービス | 通所介護（地域密着型を含む） |
| | 通所リハビリテーション |
| | 短期入所生活介護 |
| | 短期入所療養介護 |
| | 認知症対応型通所介護 |